

## ◎国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定方法の見直しを行った

## 【法令名】

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和3年3月31日 特別号外第30号 94ページ
【法令番号】	令和3年3月31日 法律第9号
【管轄省庁】	国土交通省
【施行期日】	令和3年4月1日から施行 ※二の1については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、二の3及び4並びに三の1の一部については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、五の2及び3については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<b>【一 踏切道改良促進法の一部改正関係】</b> 1 国土交通大臣による改良すべき踏切道の指定方法の見直し 指定に係る5箇年の期限を定めないこととし、当該指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するよう行くとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性等の事情を勘案して行うこととした。(第3条第1項及び第2項関係) 2 市町村長が、1の指定をすべき旨を、都道府県知事を経由して、国土交通大臣に申し出ることができることとした。 (第3条第5項関係) 3 地方踏切道改良計画の作成及び提出 1の指定に係る鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者は、国土交通大臣が指定する期日までに、地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。ただし、比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法により改良する場合にあっては、この限りでないこととした。(第4条第1項関係) 4 踏切道密接関連道路の改良 踏切道の改良について、踏切道密接関連道路の改良を含むこととし、1の指定に係る道路管理者は、道路法の規定にかかわらず、地方踏切道改良計画に記載された、他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良を行うことができることとした。(第3条第1項及び第7条関係)

5 改良後の踏切道に係る評価の実施

1の指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道の改良を完了したときは、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならないこととした。(第12条関係)

6 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設

(一) 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性等の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定することとした。(第13条第1項関係)

(二) (一)の指定に係る鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者は、協議により地方踏切道災害時管理方法を定め、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。(第14条第1項関係)

7 地方踏切道改良協議会の協議事項の拡充

鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に限らず、踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会を組織することができることとした。(第16条第1項関係)

8 補助の対象となる鉄道事業者の追加

国及び都道府県又は市町村が、その予算の範囲内で、整備に要する費用の一部を補助することができる鉄道事業者として、災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する鉄道事業者を追加することとした。

(第19条第1項及び第2項関係)

**【二 道路法の一部改正関係】**

1 災害発生時における都道府県による市町村管理道路の代行制度の創設

都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村からの要請に基づき、当該市町村が管理する指定区間の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。)について維持(道路の啓開のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことができることとした。

(第17条第8項関係)

2 道路と鉄道との交差部分の管理の方法

指定区間の国道、都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、当該道路の道

路管理者及び当該鉄道事業者等は、当該交差部分の管理の方法についての協議を成立させるよう努めなければならないこととし、指定区間内の国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法を決定することとした。(第 31 条の 2 関係)

### 3 沿道区域における工作物の設置に関する届出・勧告制度の創設

(一) 道路管理者は、損害予防義務に係る措置の対象となる工作物が公示された沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定することができることとし、届出対象区域の区域内において公示された工作物の設置に関する行為をしようとする者は、あらかじめ、条例等で定める事項を道路管理者に届け出なければならないこととした。

(第 44 条の 2 第 1 項～第 3 項関係)

(二) 道路管理者は、(一)の届出に係る行為に関し、必要に応じて、場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。(第 44 条の 2 第 6 項関係)

### 4 防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設

(一) 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができることとした。(第 48 条の 29 の 2 関係)

(二) 道路管理者は、防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又は制限することができることとするとともに、防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する道路外災害応急対策施設の所有者等との間で災害応急対策施設管理協定を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができることとした。

(第 48 条の 29 の 3 及び第 48 条の 29 の 5 関係)

## 【三 道路整備特別措置法の一部改正関係】

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、地方道路公社及び高速道路会社が高速道路等の道路管理者に代わって行う権限を追加することとした。(第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 17 条第 1 項関係)

2 高速道路会社又は地方道路公社が維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路等と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、高速道路会社又は地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法等の規定にかかわらず、当該交差部分の管

	<p>理の方法について協議し、これを成立させなければならないこととした。(第 9 条第 6 項及び第 17 条第 2 項関係)</p> <p><b>【四 高速自動車国道法の一部改正関係】</b></p> <p>高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法を決定することとした。(第 12 条第 2 項関係)</p> <p><b>【五 鉄道事業法の一部改正関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表の対象として、一の 3 の地方踏切道改良計画を変更すべきことに係る勧告等を追加することとした。(第 19 条の 3 関係)</li> <li>2 鉄道事業者が、国土交通大臣による許可を受けて他人の土地を一時的に使用する際の用途として、災害時における作業場等を追加することとした。(第 22 条関係)</li> <li>3 鉄道事業者は、植物等が輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼすおそれがある場合等において、やむを得ないときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物等を伐採等することができることとした。 (第 22 条の 2 関係)</li> </ol>
<p><b>【改正される法令】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）</li> <li>・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）</li> <li>・道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）</li> <li>・高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）</li> <li>・鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）</li> <li>・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</li> <li>・道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号）</li> <li>・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）</li> <li>・構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）</li> <li>・日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）</li> <li>・道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）</li> </ul>